

保護者の皆様

広島大学附属三原学校園
学校園長 柳澤 浩哉

5月8日からの新型コロナウイルス感染症対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃から本学校園への温かなご支援・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、5月8日より新型コロナウイルス感染症が、インフルエンザ等と同じ感染症法5類に位置づけられることとなりました。それに伴い、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改訂されましたので、学校の対応についてお知らせします。今後も感染症対策を継続しながら教育活動を行っていききたいと考えております。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、今後も新型コロナウイルス感染症に関する対応についてご理解・ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

1. 園児児童生徒の体調報告〔リーバー〕について

改訂された衛生管理マニュアルでは、「毎日の検温結果を学校に提出する取り組みは不要ではあるが、家庭と連携して、毎日の健康状態の把握を行うことが重要」とあります。

現在、リーバーで体温・健康観察・出欠状況を報告していただいておりますが、リーバーのシステム変更(検温結果の入力をしないバージョン)運用が6月からと予定されているため、5月中は引き続き、今まで通り検温結果も入力をしていただきますようお願いいたします。システム変更がされましたら、またお知らせいたします。

*朝の報告は、登園・登校前に入力してください。(8:00までに入力をお願いします。)

*発熱や咽頭痛・咳等の症状がある場合には、無理をせずに自宅で休養をして様子を見てください。(5月8日以降からは出席停止扱いにはなりません。ただし、医療機関で陽性と診断された場合や、抗原検査キットで陽性となった場合は出席停止扱いとなります。)

2. 出席停止期間について(園児児童生徒本人が陽性となった場合)

出席停止期間:発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

(発症した日・症状が軽快した日を0日と起算する)

- ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。(感染力があるとされているため)
- *濃厚接触者の特定は行われなくなりました。同居家族が新型コロナウイルスに感染している場合でも、園児児童生徒本人に体調不良がなければ、登園・登校は可能です。
- *登園・登校を再開する時は、インフルエンザと同様に、「新型コロナウイルス感染症による出席停止および経過報告書」に保護者の方が記入して、学校に提出してください。(届は、学校園のホームページ「保護者の皆様へ」のページから印刷することができます。)